

(仮称)練馬区教育・子育て大綱(素案)にお寄せいただいたご意見と区の考え方

	対応状況	件数
◎	意見の趣旨を踏まえ、大綱に反映するもの	9
○	大綱に趣旨を記載しているもの	9
□	事業等において既に実施しているもの	4
△	事業実施等の際に検討するもの	16
※	趣旨を反映できないもの	15
—	その他、上記以外のもの	5
合計		58

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
大綱について、大綱の位置付けなど			
1	1ページに「大綱について」、2ページに「大綱のねらい」が記載されているが、両方の関係や「大綱のねらい」の表現がわかりにくいので、1ページの記載だけで良いのではないか。	大綱の意義とねらいを分けて記載しましたが、文章を整理して、1ページの「大綱について」にまとめて記載します。	◎
2	大綱のねらいを「安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子どもたちが健やかに成長できるよう教育を充実すること」と表現しているが、子どもの学びや育ちにおける最善の利益を保障する区の責務を明確にする必要がある。 変更案「区と教育委員会は子どもの最善の利益を保障し、健やかに成長できるよう教育を充実するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境を整えること」	「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を子育て分野の目標として位置付け、区と教育委員会の責務を明確にしています。	※
3	みどりの風吹くまちビジョンを大綱の上位計画とし、教育振興基本計画の来年度の見直しにあたっては大綱との整合性を図り、改定するとして。また、教育委員会が毎年策定してきた教育目標も大綱に含まれることになった。 結果的に区長の方針にすべて従うことになり、教育委員会は独立性を失い、公正性が保てなくなることを懸念している。 ビジョンを体系的に整理するのではなく、教育委員との協議、区民意見を反映して作成すると明記すべき。	大綱については、総合教育会議の中で区長と教育委員会が十分に協議し、策定にあたっては、議会や区民意見を反映することとしました。 来年度の教育振興基本計画の策定にあたっては、大綱と整合性を図りながら進め、同様に議会や区民意見の反映に努めます。	—

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
4	2ページの図について、国の法律に基づいて、「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で作られている。憲法があり、法律があり、そして自治体の条例がある。区長といえども、憲法に従う義務がある。上位に、憲法と国の「子ども子育て支援法」があることを明記するべき。	2ページの図は、区における大綱の位置付けを示すものであり、憲法や法律などとの関係や首長の執行権限を示すものではありません。	※
5	自治体の首長は選挙で選出されたからといってすべて執行できる権限があると理解するのは法の支配の近代民主主義国家の理念に反する。図の描き方が違う。		※
教育分野			
6	教育基本法の第1条には、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とある。教育のめざすものは、進んで社会に貢献することの以前に、人格の完成をめざすものでなければならない。そのことをきちんと、明記すべき。	区では、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備える子どもたちの育成」を教育分野の目標として掲げ、その目標の実現に向けた考え方や方向性を「取組の視点」に記載しました。 人権・道徳教育の推進や地域行事やボランティア活動への参加などを通じて、思いやりの心や豊かな人間性が育まれていくと考えます。	※
7	全体として「困難を乗り越える力」「学力」「授業力」「指導力」「教育力」など、狭められた特定の力のみを求め評価するのではなく、総合的な人格の形成こそ求めるべきである。	大綱は、施策の方向性等を整理したものです。個々の取組を着実に進めていくことによって、総合的な人格の形成に結びつくものと考えます。	○
8	教育の歴史の過程で、初等教育と中等教育を分けてきた経緯には理由がある。安易に「小学校と中学校の一貫した教育」は、様々な弊害がある。「区分をつけたうえでの継続性、連続性」という表現にすべき。	近年の子どもたちの成長の早まりや中1ギャップなどの課題を踏まえ、9年間を見通した指導方針のもとで、小学校と中学校が連携して子どもたちを育てるため、今後も取組の検証を行いながら、小中一貫教育を進めます。	※
9	小中一貫教育の推進については、義務教育9年間を見通した教育の実践が単に学力向上だけでなく、中一ギャップの解消も目的としていたはず。不登校対策の視点での検証や保護者・教職員の情報共有、意見交換などの取組みを加えるべき。	小中一貫教育を進める中で、様々な課題の検証を行っていきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
10	子どもたちの心を育む人権・道徳教育は、「推進する」ではなく「子どもの主体性を尊重して進める」べき。	区の教育においては、子どもの主体性を尊重することを前提としています。	□
11	「人権・道徳教育の推進」は、「人権教育・道徳教育の推進」ではないか。	素案では人権教育と道徳教育を一括りにしていましたが、それぞれの教育の重要性を鑑みて、個々に表記します。	◎
12	学校教育は知育、徳育、体育の三育であり、人間として一番のバランスは知・徳・体である。そういう基礎的なことをできるのが義務教育であり、「学力の定着・向上」だけではなく、徳育・体育も加えるべきではないか。	学力、体力、豊かな心のバランスが取れた育成が重要であり、それぞれ内容を記載していますが、分かりやすくなるように、表題についても改めます。	◎
13	食育についても、アレルギー対応や健康づくりも含め、大綱に掲載するべき。	食育については、教育分野の取組の視点1の重点施策1、「健康づくり」の表記に含めていましたが、今後の食育の重要性を踏まえ、表記を改めます。 なお、具体的な取組などは、来年度の教育振興基本計画の改定の中で検討します。	◎
14	ICTは、あくまでツールの問題であり、それを進めることにより、学ぶ喜びやわかる喜びの実感に結びつかないのではないか。 映像等により理解を深めることはあるかもしれないが、端末操作の子どもたちの状況確認という別の制約も発生する。また、学習の実感や考えることへの導きは、やはり教員の質の問題が大きいと考える。既に各家庭環境ではPC・スマホ等ネット環境がある中で、公教育が進めるべき案件とは思えない。	ICTに関する記載については、総合教育会議の中で、今後の教育において、ICTを活用した学習をさらに充実させる必要があるという意見を反映したものです。また、「ICT教育」は、ICTを活用した教員の指導力の向上、児童・生徒の適切なICT活用能力の育成や情報モラル教育、機器の導入など環境の整備を含めています。	—
15	「ICT教育」が示しているのは、ICTを活用したよりよい授業創り(授業改善)か、学習でのICTを活用していくことか、ICTの使い方(リテラシー)を示しているのか、それら全てか。	ICTを活用した教員の指導力の向上、児童・生徒の適切なICT活用能力の育成や情報モラル教育、機器の導入など環境の整備を含め、「ICT教育」と表記しています。	○
16	ICT教育について、「情報リテラシー」という表記を使った方が適切ではないか。		○
17	ICT教育については、特に学校図書館の蔵書の管理や区立図書館とのPCを活用した情報共有や資料活用などができるように進めてほしい。	学校図書館の蔵書の管理システム導入など、児童・生徒が情報の活用等の能力を育成する環境の整備を進めます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
18	「子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員の育成に努めます。」について、表記が物足りない。「〇〇を実施する」等の具体策を盛り込むと分かりやすいのではないか。	大綱は、教育に関する目標や施策の根本的な方針を表すものです。具体的な事業の表記については、来年度の教育振興基本計画の改定の中で検討します。	△
19	教員の能力について、常に向上を図ってほしい。	大綱を踏まえ、各種職層に応じた研修の実施のほか、区独自に実施する教員研修をより実践的なものに拡充し、教員の資質・能力の向上を図ります。	△
20	教員の資質・能力向上への取組強化をするべきである。また、教員採用の倍率も低くなってきている。特に、新人や若手教員の育成に力を注ぐべき。		△
21	教員の育成が重要である。実践的な研修などを充実するべき。		△
22	指導力という言葉には、授業力、生活指導の力など、全般的な教師の資質・能力が含まれていると考える。「授業力や指導力」を「よりよい授業をする力、児童生徒の自立を促す生活指導の力」を意味するように「授業力や生活指導の力」ではどうか。	指導力をより明確に表記するため、「授業力や生活指導の力」とします。	◎
23	教育の質の向上には教育の現場で働く教員の役割が大きい。教員の労働環境の向上がなくては、その保障はない。 また、1クラスあたりの少人数教育は質を向上させる保障であり、そのための十分な教員配置を保障することを明記するべき。	教員の労働環境の向上にあたっては、学校に対する各種調査のあり方や事務処理の見直し、校務の情報化など、負担軽減を図る取組を進めます。 1クラスの定数については、国や都の指針に沿って対応します。	※
24	環境整備で大事なことは、1クラス30人学級の実現である。そのことを明記すべき。 また、行政の仕事は条件整備に徹することを明記するべき。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
25	重点施策3「学校施設を有効に活用」の言葉について、教育活動に支障がない範囲という「教育環境の整備」というより地域・家庭との連携の意味合いが強くなると感じるが、いかがか。	学校施設を貴重な地域資源と考えた場合に、地域で活用していくためには、学校の施設改修と密接にかかわるため、教育環境の整備に位置付けています。 なお、学校施設を有効に活用する内容としては、子どもや地域に関わるものが考えられます。	※
26	「学校施設を有効に活用します。」について、他の施策は子どもに直接関わっているが、この部分は子どもに直接関わりがない。		※
27	取組の視点2の「家庭教育は教育の原点」という表現は誤りである。教育の原点は人格の完成であり、その人格の完成をめざして社会と家庭が協力しながら努力するものと明記すべき。	子どもの基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育むのは家庭教育であると考えます。その上で、学校や地域などが一体となって子どもたちの健全育成を進めます。	※
28	「2 家庭や地域と連携した教育の推進」の①家庭教育の支援とあるが、「家庭教育への支援」のほうがいいのではないか。	語句を修正します。	◎
29	家庭教育の支援について、もっと具体的な内容を示してほしい。		△
30	子どもたちの見守りの担い手として、民生児童委員、地域福祉パワーアップカレッジねりまの受講生、NPO法人などの市民グループとの協働などの活用について、大綱においても盛り込むべきと考える。	家庭教育の支援については、情報の提供や家庭と学校・教育委員会が協議する場の設定などを考えています。	△
31	放課後の居場所づくりや鍵っ子対策として、定年退職者で教育関係に携わってきた高齢者を活用することで、高齢者の知恵とマンパワーを引き出すと共に、子ども達の教育の向上に資すれば一挙両得の効果が得られるのではないか。 居場所利用によって子ども達も自然と道徳教育が身につくと思う。	地域の力の活用は、すでに大綱に明記しています。なお、具体的な取組は、来年度の教育振興基本計画の改定の中で検討します。	△
32	子どもたちの安全のために、防犯に関する地域への情報提供をどうしているか。もっと充実すべき。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
33	重点施策2について、アクションプランに掲載されている「(仮称)地域人材活用事業」の記載があってもよいのではないかと。	専門性や経験を持つ地域の方々に、学校の「部活動指導員」等として参加してもらおうという当該事業の趣旨を踏まえて、取組の視点2の重点施策2に記載しています。	○
34	家族、地域の大人、他地域の方々、年齢、職業、立場など様々な人々との交流から学ぶことは、人権や道徳を教科として取り入れること以上に大切なことであって、教育委員会の委託事業にも反映することができる。単なるゆとり教育ではなく、家庭や地域の連携が必要である。	子どもたちの豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭環境の中で育まれ、地域社会での様々な人々との交流により、身に付けることができます。今後もこの視点に沿って、家庭や地域との連携を進めます。	○
35	特別支援教育ではインクルーシブ教育をめざし、障害者差別解消法によって差別解消の合理的配慮が求められることから、障がいがあってもなくても共に学べる環境を整えることを加えるべき。		○
36	共生社会やインクルーシブ教育の推進について、明記しても良いのではないかと。	教育分野の取組の視点3に、「子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切」という記載により、その趣旨を示しています。	○
37	障害を理由とした差別をしないような取組をすること。障害を理由に、区別、排除、またはその制限その他の異なる取り扱いをしないこと。障害で学ぶ場を分けることなく、障害のある子もいない子も共に学ぶインクルーシブな教育制度に取り組むこと。		○
38	いじめの問題については、先生方や父兄に頼るばかりではなく、高齢者の力を借りるような方策を考慮したらいかかがか。放課後の子どもの見回りや休憩時間の巡回、遊びの中でのいじめている子どもの発見など、高齢者を活用する分野は教育の面でもたくさんある。	いじめ問題については、保護者だけでなく地域の方々の気づきも必要です。今後も地域の力を活用します。 なお、具体的な取組などは、来年度の教育振興基本計画の改定の中で検討します。	△
39	取組の視点3「いじめ・不登校などへの対応」について、保護者の参加が書かれていない。上からの一方的な見方ではなく、保護者も含めた対等な意見交換を明記するべき。	大綱では「いじめ・不登校」問題に対する区、教育委員会の取り組む姿勢を明らかにしています。 問題の解決にあたっては、家庭と学校・教育委員会が協力しながら、双方向による取組を進めていきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
40	<p>「いじめなどで重大な事案が生じた場合には、総合教育会議を直ちに開催して、迅速で的確な対応を図ります。」とあるが、重大な事案が発生した場合には、「いじめ等対応支援チーム」が第三者機関を設置することになっている。このチームは教育委員会が設置しているが、今後は総合教育会議のもと開催されるのか。3つの会議体の関係性、責任の所在を明確にしておく必要があると考える。</p>	<p>重大な事案が生じた場合には、総合教育会議を直ちに招集します。第三者機関の位置付けについては、今後、総合教育会議の中で明確にしていきます。</p>	—
41	<p>いじめ・不登校などへの対応で、「重大な事案が生じた場合には総合教育会議を直ちに開催する」とある。重大な案件が発生した場合、教育委員会でのいじめ等対応支援チームを立ち上げるということになっていると思うが、そちらとの関係はどうなるのか。</p>		—
42	<p>教育分野とこども分野の両方に入っている支援が必要な子どもたちへの取り組みについて、子ども分野には「家庭」も含まれているが、教育には入れないのか。生活困窮や虐待の問題など、様々な事情を抱えた子どもへの支援は、家庭環境の改善が必要である。教育と子どもの両方に重点施策として入っているのであれば、もう少し両方が協力しているような書き方がよい。</p>	<p>教育分野の取組の視点3においても、「家庭」を含めた取組を前提にしていますが、より明確にするために「家庭」を追記します。</p>	◎
43	<p>「生活困窮世帯などへの支援」について、要支援の生徒を集めた補習を実施するのは大変ありがたいが、希望者全部が受けられない、教室が1箇所のため通学できない学校があるなど課題もある。取り組みを充実させ、1人でも多くの生徒が参加できるようにしてほしい。</p>	<p>今年度の実施状況を踏まえ、より効果的な事業となるよう、事業の実施場所等を検討します。</p>	△
44	<p>貧困の連鎖を断ち切るために、教育面では学習意欲が湧いてくる環境をつくっていかねばならない。</p>	<p>貧困の連鎖を断ち切るためにどのような施策が必要かを把握するため、今後ニーズ調査を実施し、その結果を踏まえながら具体的に検討します。</p>	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
子育て分野			
45	<p>「子育て分野」取組の視点1について、「家庭が果たす役割が重要です」とあるが、子どもの貧困が社会的にいわれている中で、社会的支援が重要である。</p> <p>子どもの健やかな成長のためには、家庭が果たす役割が重要であるし、そのための社会的支援が重要と明記するべき。</p>	<p>子どもの貧困については、行政をはじめとする様々な関係機関が連携して取り組むべき課題と考え、教育分野の取組の視点3の重点施策2に記載しています。</p>	○
46	<p>「切れ目のない支援体制」とよく出てくるが、具体的にどのようなものなのかイメージがわからない。実際は成長段階によって相談先が変わってしまうので、つながりは途切れてしまうのではないかと心配。何か具体的な取り組みをやっているのなら、それも書いてほしい。</p>	<p>子ども家庭支援センターと区役所内に、妊娠期も含めて子育てについて何でも相談できる総合窓口を設けるなど、相談支援体制を整備しています。</p> <p>子どもの成長段階などで子育ての支援が途切れることのないように、保育・教育・福祉・保健などの各関係機関が積極的に情報共有を図るなど、連携体制を強化します。</p>	□
47	<p>ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めますという表現も、どんなことを指すのかわかりにくい。子育てに必要な支援はどの家庭でも必要としている。</p>	<p>子どもの貧困については、区としても重要な課題と捉えています。中でも、ひとり親家庭の貧困率が高いということを踏まえ、行政に対して何が求められているか、今後ニーズ調査を実施し、その結果を踏まえながら具体的に検討します。</p>	△
48	<p>幼児教育・保育サービスの充実の中で、親は幼児教育を期待している。</p> <p>幼児期の3歳から6歳までの間で、様々な神経の発達があり、7～9割方完成されると言われている。幼児教育をもっと強調しても良いのではないかと心配。</p>	<p>幼児教育の充実を重点施策に明記します。</p>	◎

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
49	<p>「練馬区独自の幼保一元化施設の拡大」について、幼稚園と保育園にはそれぞれ歴史があり、現在も利用者層が違う。「将来的な幼保一元化」の文言は削除し、それぞれ充実させることを明記すべき。</p>	<p>区では子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、私立幼稚園を対象とした練馬区独自の認定制度「練馬こども園」を創設しました。</p> <p>また、待機児童解消に向けて、認可保育所や地域型保育事業などの拡充に引き続き取り組むこととしています。</p> <p>こうした取組を着実に進め、幼稚園や保育所のさらなる充実を図るとともに、幼稚園、保育所の意見を聴きながら、将来的な幼保一元化実現に向け、練馬こども園の拡大や充実に取り組んでいきます。</p>	※
50	<p>練馬こども園の拡大にあたっては、既存の子ども園の検証を十分に行い、区民ニーズに合っているのかを議論していただきたい。数だけ増やすような無理な拡大は行わないでほしい。</p>	<p>練馬こども園は、平成25年度に行った調査において、3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズが高いことを踏まえ、創設した制度です。</p> <p>練馬こども園は、さらなる教育・保育の質の向上を目指しています。</p> <p>練馬こども園の推進にあたっては、職員の配置を確保するための補助や、保育所の運営ノウハウの提供などの支援を行い、条件の整った幼稚園から順次認定していきます。</p>	□
51	<p>認可保育所を増設し待機児童解消をすすめることを明記すべき。</p>	<p>認可保育所の増設については、区政運営の実施計画であるアクションプランの中で主要な事業として計画化しています。私立認可保育所や地域型保育事業などの誘致等を進め、引き続き待機児童の解消に取り組めます。</p>	□
52	<p>「保育サービスの充実」という表現について、保育はサービスではなく、社会保障であり福祉であるため、サービスという表現はなじまない。「保育の充実」という表現にすべき。</p>	<p>保育サービスとは、保護者の多様な就労形態やニーズに応じて実施される延長保育や一時預かりなどを含んだ、保育に関するサービス全般を指しています。</p>	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
53	「ねりっこクラブへの移行を円滑に進めるため」を削除する。学童クラブを充実させること。学校応援団ひろば室とともに充実させ、両者の連携をすすめる、とすべき。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行うものです。実施に際しては、各事業に参加する児童がともに過ごせる時間を作るなど、保護者の就労等に関わらず、すべての児童の放課後等が一層充実するよう取り組んでいきます。	※
54	ねりっこクラブについて、既存の教室などを（そのまま）使用するという案に反対である。学校施設は、学校教育のための施設であり、居場所対策のための施設ではないと思う。空き教室などを、ねりっこクラブ用に改装するなどして専用のスペースを造り、学校とねりっこクラブの「棲み分け」が必要である。他区では、学校と居場所事業が混在し、教育上問題が発生している。	区はこれまで学童クラブや学校応援団ひろばの専用スペースの確保に努めてきましたが、教室の転用や学校敷地内での施設整備の手法だけで対応することは困難です。このため、学校施設を有効に活用するねりっこクラブを推進していくこととしました。 また、学校の施設は、学校教育上支障のない限り、公共のために利用することができます。ねりっこクラブの実施にあたっては、小学校と協議し、学校運営に支障がないことを確認したうえで、活動場所等を定めていきます。	※
55	学童クラブの充実で待機児解消をすすめることを明記するべき。	ねりっこクラブの推進により、学校内の教室を弾力的に活用するなど、活動スペースの確保に努め、学童クラブの需要に応えていきます。	※
その他			
56	区内のできるだけ多くの学校図書館へ、司書教諭の配置を求める。	学校図書館法第5条第1項に基づき、12学級以上の学校に司書教諭を配置しています。	—
57	目標や取組の視点はもう少し目立たせ、重点施策も強調した方が良いのではないか。	大綱の決定後、印刷する際には、写真やイラストを掲載するなどレイアウトを工夫します。	◎
58	スクールソーシャルワーカーの各校配置や支援員の増加など、支援体制の予算措置を講じてほしい。	スクールソーシャルワーカーについては、アクションプランに基づき増員を図ります。支援員の増員等、支援体制については、今後、事業を進める中で検討します。	△